

## グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

## 【検証ポイント】

- 銀行持株会社グループにおいて、子会社である銀行の業務の健全性及び適切性を確保するためには、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- グループの経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、銀行持株会社及び各グループ内会社の規模・特性等に応じた役割及び責任等を明確にした上、これらが実効的に果たされなければならない。具体的には、銀行持株会社は、その役割及び責任等に応じ、グループ全体としての経営方針等を定め、グループの状況を適切に把握した上、適切な資源配分等を行うなどし、グループの適切な態勢整備を行う必要がある。
- 検査官は、グループ内会社も独立した法人として自己責任に基づく内部管理を行うこと、また、グループ内会社の業務の健全性・適切性の確保は子会社である銀行の業務の健全性・適切性の確保のために必要であること等に留意しつつ、①グループの経営方針等の策定、②グループ内会社管理態勢の整備・確立、③モニタリング及び見直し、④グループ体制において特に留意すべき個別の問題への対応の適切性といった観点から、銀行持株会社の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否かについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- 本チェックリストでは、銀行持株会社の業務の中心が子会社である銀行の経営管理業務であることに鑑み、銀行持株会社によるグループ内会社管理態勢の整備・確立の適切性・有効性等に関する検証項目として主要なものを記載している。検査官は、本チェックリストに記載のない事項（例えば、内部監査部門による銀行持株会社内各部門に対する内部監査の適切性等）を検証するに際しては、金融検査マニュアルの該当部分を適宜用いて検証を行うことに留意する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を銀行持株会社の経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- 銀行持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、銀行持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

## I. グループの経営方針等の策定

## 1. 経営方針等の策定

## ①【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱と

した企業倫理の構築をグループ経営上の重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

**②【経営方針・経営計画等の整備・周知】**

取締役会は、グループが目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、グループの経営方針に沿ったグループ全体の経営計画を明確に定め、これらを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

**③【戦略目標の整備・周知】**

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、グループ全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクやグループ内の資源配分（資本配賦、人員配置等）等に関するグループ全体の戦略目標を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の戦略目標について、グループの戦略目標と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

**④【内部管理基本方針の整備・周知】**

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部管理基本方針について、グループの内部管理基本方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

**⑤【法令等遵守方針の整備・周知】**

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、法令等遵守態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の法令等遵守方針について、グループの法令等遵守方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

**⑥【リスク管理方針の整備・周知】**

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、リスク管理態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別のリスク管理方針について、グループのリスク管理方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

## 2. 銀行持株会社及びグループ内会社の役割等の明確化

### ①【銀行持株会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ内会社の業務運営にどの程度関与するか、どのように関与するか等、グループにおける銀行持株会社の役割及び責任を明確化する観点から、グループの経営方針等を踏まえ、銀行持株会社が行う「経営管理及びこれに附随する業務」（以下「経営管理業務」という。）の範囲及び内容を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

### ②【グループ内会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ全体の戦略目標、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等における各グループ内会社の位置付け、役割及び責任を明確化し、それらに応じたグループの管理態勢を整備しているか。また、各グループ内会社の位置付け、役割及び責任が達成されているかについて、モニタリングする態勢を整備しているか。

## II. グループ内会社管理態勢の整備・確立状況

### 1. 取締役・取締役会の役割・責任等

#### ①【取締役・代表取締役の役割・責任】

(i) 取締役は、銀行持株会社及びグループ内会社に適用される各種法令等の概要、適切な会計処理及びディスクロージャーの重要性、各種リスクの特性の概要、リスクの波及等のグループ体制特有のリスクの管理を含むグループ全体のリスク管理の重要性を理解し、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査<sup>1</sup>、外部監査の重要性を認識しているか。

(ii) 代表取締役は、グループの経営方針、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に沿って、グループ内の適切な資源配分（資本配賦、人員配置等）を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。

#### ②【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決

<sup>1</sup> 「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。

なお、「被監査部門等」には、内部監査部門が、銀行持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社に対して直接内部監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。

定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、取締役会規則において、グループの法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、グループの経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。

**③【社外取締役の役割・責任】（社外取締役が選任されている場合）**

社外取締役は、グループ経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、グループの業務運営及びリスク管理等の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

**④【取締役の善管注意義務・忠実義務】**

取締役は、職務の執行に当たり、グループの業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

**⑤【情報開示態勢の整備】**

取締役会は、グループの財務情報その他グループに関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

**⑥【適切な会計処理態勢の整備】**

取締役会は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り、適切な会計処理を行うための態勢を整備しているか。

**2. 組織体制の整備**

取締役は、グループ内で人員の偏在、人的構成の不均衡等が生じれば、グループ全体の法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等に重大な影響を与えることを十分に認識し、取締役会等は、適切にグループ内の人員配置を行っているか。また、グループ内会社間で役職員を兼担させる場合には、適切な牽制態勢を整備しているか。

**3. 銀行持株会社への報告・承認態勢の整備**

- (i) 取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定して、グループ内会社に周知させ、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から銀行持株会社に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、銀行持株会社に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- (ii) 報告事項及び承認事項は、取締役会等がグループの状況・事案の実態を把握するのに十分な内容となっているか。

#### 4. 内部監査態勢の整備

##### (1) 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備

###### ①【方針の策定】

(i) 取締役は、グループの業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性あるグループの内部監査態勢を整備することが、グループ内会社の適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。特に、担当取締役は、グループの内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

(ii) 取締役会は、グループの経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けたグループの基本方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、役員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部監査方針について、グループの内部監査方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

###### ②【内部監査部門の態勢整備】

(i) 取締役会は、グループの内部監査方針に則り、銀行持株会社に、グループ内会社の内部監査機能を統括し、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(ii) 取締役会等は、内部監査部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適正な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。

(iii) 取締役会は、内部監査部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。

(iv) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役員及びグループ内会社に周知徹底する態勢を整備しているか。

###### ③【報告態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける内部監査の結果について報告させる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

###### ④【フォローアップ態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の状況に関する報告を受け、グループ内会社における内部監査が有効に機能していることを確認しているか。また、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。

## (2) 内部監査部門の役割・責任

### ①【グループにおける内部監査】

内部監査部門は、グループ内会社の内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の内部監査状況の報告を受け、グループ内会社の内部監査機能の有効性を検証するなどし、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証しているか。

また、内部監査部門は、銀行持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の業務について直接内部監査を実施しているか。

### ②【問題点の把握・報告】

(i) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等を通じて把握したグループ内の問題点等について、発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題点又は顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会に報告しているか。

(ii) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等において法令等違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかに銀行持株会社のコンプライアンス統括部門に報告しているか。また、グループ内会社の内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、定期的にかつ必要に応じて速やかに、これをコンプライアンス統括部門に通知しているか。

### ③【フォローアップ態勢の整備】

内部監査部門は、グループ内会社における改善状況について、適切に確認しているか。

## (3) 評価・改善活動

### ①【分析・評価】

(i) 取締役会は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに銀行持株会社の各部門からの報告等のグループの内部監査の状況に関する情報に基づき、グループの内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

(ii) 取締役会は、定期的には必要に応じて随時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

### ②【改善活動】

(i) 取締役会は、上記4.(3)①の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて

改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時かつ適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

- (ii) 取締役会は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時かつ適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- (iii) 取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

## 5. 監査役・監査役会の監査態勢の整備

### (1) 監査役の監査環境の整備

#### ①【監査環境の整備】

監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ内会社の取締役及び監査役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

#### ②【独立性の確保等】

- (i) 銀行持株会社が監査役会を設置している場合、監査役会は、各監査役の権限行使を妨げない限度において、監査役や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。
- (ii) 監査役及び監査役会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。特に、監査役の調査権限及び報告権限を妨げることや、監査費用支出に不合理な制限を設けることを排除し、監査役の独立性を確保しているか。  
また、監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- (iii) 監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、監査役及び監査役会を補佐する者は、監査役の補佐業務の遂行に関し、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

#### ③【外部専門家及び社外監査役】

- (i) 監査役及び監査役会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。
- (ii) 社外監査役は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤社外監査役の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監査役との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

### (2) 会計監査結果についての検証

監査役及び監査役会は、会計処理の監査が実効的に行われるよう、定期的又は必要に応じて随時、会計監査人と協議しているか。

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相  
当なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等につい  
て適切に提言する等の措置を講じているか。

**(3) グループ内会社に対する調査等**

監査役及び監査役会は、グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されてい  
るかに留意し、グループ内会社の監査役及び監査役会から、グループ内会社の内部管  
理態勢の状況等について報告を受ける等、グループ内会社の監査役及び監査役会と  
適宜連携・協力しているか。

また、監査役は、取締役によるグループの業務の健全性確保のための職務執行状  
況を監査する観点から、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会  
社に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しているか。

**6. 外部監査態勢の整備**

**①【会計監査人、弁護士等による内部管理態勢に対する外部監査】**

銀行持株会社は、グループ全体の内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、  
会計監査人、弁護士等の外部専門家による外部監査<sup>2</sup>を受けているか。

また、取締役会又は監査役会は、監査結果を適時に受領しているか。

**②【外部監査の有効性の分析・評価】**

取締役及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認して  
いるか。

また、取締役及び取締役会等は、グループ内会社において実施された外部監査の  
結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握する等、グループ  
内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

**③【フォローアップ態勢の整備】**

取締役会は、外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢  
を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題  
及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等については、速やかに  
適切な措置を講じているか。

また、内部監査部門等は、改善の進捗状況を適切に確認しているか。

---

<sup>2</sup> ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、銀行持株会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。



### Ⅲ. モニタリング及び見直し

取締役会は、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける業務運営の状況及びグループが直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、グループの経営方針、経営計画、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針、リスク管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則ったグループ全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

### Ⅳ. 特に留意すべき個別の問題

#### 1. グループ内取引等に関する管理

##### ①【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内取引等について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、取引の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、グループ内取引等に伴うリスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及等が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。
- (ii) 取締役会は、グループ内取引等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

##### ②【グループ内取引等に関する管理態勢の整備】

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を行おうとする場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内取引等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、アームズ・レンダス・ルールの適用のある取引等のグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある取引、又は重大なリスク移転が生じる取引等のグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある取引については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

#### 2. 提携業務等に関する管理

##### ①【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内の業務提携等に係る業務の実行について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、提携業務等の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、提携業務等の実行に伴うリスクの発生等により、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼ

す可能性があることを十分に認識しているか。

- (ii) 取締役会は、グループ内の業務提携等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

**②【提携業務等に関する管理態勢の整備】**

取締役会等は、グループ内でグループの経営に重大な影響を与える可能性のある業務提携等が行われる場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内の業務提携等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、優越的地位の濫用、利益相反等のおそれがありグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、重大なリスクが生じるおそれがありグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、又はグループの戦略目標の達成に重大な影響を与える可能性のある業務提携等については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

**3. 利益相反に関する管理**

**①【方針の整備・周知】**

- (i) 取締役は、金融持株会社グループによる取引に伴い顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理が適切に行われない場合には、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があること、及び、金融持株会社グループにおいては、個別のグループ内会社に利益相反の管理を適切に行わせるのみならず、グループ全体としての利益相反の管理が必要であることを十分に認識しているか。

- (ii) 取締役会は、グループ内の利益相反の管理に関する基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

**②【態勢の整備】**

取締役会等は、金融持株会社グループの取引に伴い顧客の利益が不当に害されるおそれのある場合には、利益相反の管理に関する基本方針に則り、利益相反の管理を適切に行う態勢を整備しているか。

特に、利益相反を管理・統括する部署をグループ内に設置するなどの方法により、グループ内の利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか。

**4. 新規業務に関する管理**

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のある新規業務を開始する場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。また、当該新規業務に係るリスクを特定し、リスク管理に必要なインフ

ラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。

なお、特定されたリスクが管理不可能なものであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うなど、適切な方策が講じられているか。

## 5. 反社会的勢力への対応

### ①【方針の整備・周知】

(i) 取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であること、及び、反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応することが必要かつ重要であることを十分認識しているか。

(ii) 取締役会は、グループとして反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する方針を明確に示し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

### ②【態勢の整備】

取締役会は、グループとして反社会的勢力との関係を遮断し、排除する態勢を整備しているか。

## 6. 顧客情報管理

### ①【方針の整備・周知】

取締役会は、顧客情報保護の観点から、グループにおける顧客情報の共同利用に関する方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

### ②【態勢の整備】

取締役会等は、顧客情報の共同利用に関する方針に則り、グループ内で顧客情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他関連法令等に従い、適切に対応する態勢を整備しているか。

## 7. 危機管理

### ①【危機管理態勢の整備】

取締役は、グループ内の一会社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識しているか。

また、取締役会等は、当グループにとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時よりグループの危機管理について適切に態勢整備を行っているか。例えば、危機管理マニュアル等の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等のグループの態勢整備が適切に行われているか。

### ②【危機管理態勢の適切性】

- (i) グループにおいて、定期的な点検・訓練を行うなど危機発生時のリスク回避又は軽減の取組みを行っているか。
- (ii) 危機管理マニュアル等には、危機発生初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- (iii) 危機管理マニュアル等は、グループにおける業務の実態やリスク管理の変化に応じ、不断の見直しが行われているか。
- (iv) 危機管理マニュアル等には、危機発生時における責任態勢が明確化され、危機発生時の連絡態勢等が明記されているか。
- (v) 危機発生時のグループの情報発信・収集態勢は、危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。また、日頃からグループにおけるきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

## 8. 増資に関する管理

### ①【態勢の整備】

- (i) 取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性に鑑み、適切に態勢を整備しているか。  
取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性について、役職員及びグループ内会社に周知させているか。
- (ii) 取締役会は、会社法、独占禁止法、証券取引法等の法令等の遵守について、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求めるなど、適切な対応をとっているか。
- (iii) 取締役会は、第三者割当増資等を行う際に、子会社である銀行が関与する場合には、当該銀行においても適切な対応が行われるよう、法令等遵守態勢を整備しているか。

### ②【財産の健全性の確保等】

- (i) 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、自己資本としての健全性の確保等の観点から十分踏まえたものとなっているか。
- (ii) 以下のようなケースについての取扱いについて、明確にしているか。
  - ・ 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、子会社である銀行が直接又は迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせると疑われるようなケース。特に、子会社である銀行及び増資引受先の双方が、仮装の増資を企図していると疑われるようなケース。
  - ・ 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行持株会社グループが肩代わりしていると疑われるようなケース。

### ③【不公正な取引の防止】

- (i) 取締役会は、グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法（優越的な地位の濫用等）に該当する行為の発生を防止する措置を講じているか。特に、子会社である銀行の取引先に対する割当については、不適切な取引を防止する措置を講じているか。
- (ii) 取締役会は、グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置を講じているか。

**④【適正なディスクロージャーの確保】**

- (i) 取締役会は、証券取引法に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）の遵守のための措置を講じているか。
- (ii) 取締役会は、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、投資家保護上万全を期するような措置を講じているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示しているか。
  - ・ 「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応しているか。
  - ・ 有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応しているか。
- (iii) 取締役会は、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止措置を講じているか。
  - ・ 増資の勧誘に当たって、目論見書（及び有価証券届出書）以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。
  - ・ 勧誘に当たっての資料が、グループの財務内容について誤認を与えることのないよう、適切な措置を講じているか。

**⑤【商品性の適切な説明等】**

- (i) 取締役会は、増資の勧誘等に際しての説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているかを検証する態勢を整備しているか。
- (ii) 取締役会は、子会社である銀行が、預金等との誤認を防止するための以下のような措置を講じていることを確認しているか。
  - ・ 割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行っているか。
  - ・ 誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

**⑥【遵守状況の事後的な点検体制の整備】**

取締役会は、増資手続きの進行に応じて、法令等遵守の状況について適切な事後

点検を行う体制を整備しているか。

## 9. 経営管理料及び配当に関する管理

### ①【経営管理料】

銀行持株会社の子会社である銀行等の経営管理業務に係る対価として当該銀行等から得ている収入（経営管理料）は、合理的に算定されたものとなっているか。

### ②【配当】

銀行持株会社の子会社である銀行等から受け取る配当については、当該銀行等の自己資本を著しく毀損する等、当該銀行等の業務の健全かつ適切な運営を著しく損なうようなものとなっていないか。

## 10. 流動性カバレッジ比率規制に関する管理

### ①【算定の正確性】

国際統一基準適用金融機関にあつては、流動性カバレッジ比率の算定にあたり、金融検査マニュアル（流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ．個別の問題点3．流動性カバレッジ比率の算定の正確性）を参照すること。

### ②【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める流動性に係る経営の健全性の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分に踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。